

新小岩少年野球 球友会 規約

H 14. 2. 15 改版

第一章 総 則

第一条 本会の名称は 「葛飾区新小岩少年野球連盟球友会」 とする。
(以下「本会」という。)

第二条 本会の事務局は新小岩公園スポーツ広場内に置く。(西新小岩1-1-3)

第二章 目的と事業

第三条 本会の目的は、地域の少年に軟式野球を通じて明朗なるスポーツマンシップを涵養し、少年達の健全なる心身の育成に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 葛飾区内における少年野球大会の主催、及び後援
2. 少年野球の普及と発展、並びに軟式野球技術の向上に関する指導育成
3. 地域の飾区青少年育成地区対策委員会の一部催物に参加、応援する
4. その他、目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

第五条 本会の会員は小学生、中学生で編成されたチームである。

第六条 葛飾区内に在住、在学する者で編成されたチームである。但し、本会運営委員会で認められた選手であればこの限りでない。

第四章 運営

第七条 本会の大会開催場所は新小岩公園スポーツ広場のA面、B面で行なう。

第八条 但し、A面は他の団体と共同利用する。

第九条 本会の運営は会費を徴収し参加チームが負担する。

第十条 本会の運営は運営委員会において意見調整し会長がこれを決める。

第十一条 ルールは葛飾区少年軟式野球連盟に従う。

第五章 加盟、及び脱退

第十二条 正会員になるには、本会に定める登録申し込み書、及び登録費を添付し登録完了と共に資格を有する。

第十三条 会員は、その登録事項に変更が生じた時にその旨を本会に報告しなければならない。

第十四条 会員の登録は毎年総会后2月の運営委員会までに手続きをしなければならない。

第十五条 追加登録のある場合は本大会の第一試合までは登録を認める。

第十六条 各大会前における二重登録は前月運営委員会で承認を得る。

第十七条 会員は次の事項に該当するときはその資格を失う。

1. 第五条、第六条の条件に反したとき
2. 自ら脱退の意思を表明したとき
3. 除名の処置がとられたとき

第六章 役員

第十八条 本会は顧問を置いて次の役員を置く。

相談役 数名、会長 1名、副会長 若干名、各部部長／副部長

第十九条 会長は役員を推薦し副会長と協議し決定する。

第二十条 役員は総会時に承認を得る。

第二十一条 役員の仕事は以下の通りである。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の仕事を代行する。
3. 会長、並びに役員は、葛飾区少年軟式野球連盟に参加し、指名ある場合は連盟理事となる。
4. 会長、副会長は地域の地区対策委員に参加し、指名ある場合はその仕事を受けて協力にあたる。
5. 会長は毎月1回、運営委員会を設ける。

第二十二条 本会の顧問は地元区議会議員と両地区対策委員会会長とする。

第二十三条 顧問、並びに相談役は会長の要請により運営委員会に出席することができる。

第二十四条 役員の任期は以下の通り

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員の任期は、その任期が満了しても後任者が就任するまではその仕事をこなす。
3. 役員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、会長は運営委員会の議を得て解任することが出来る。

第七章 会 議

第二十五条 本会は総会、及び運営委員会とする。

1. 総会は本会の最高議決機関とし、毎年1回定期総会を会長が招集する。但し、会員の3分の1以上の請求があった時は、会長が臨時総会を開催する。
2. 総会は本会役員、及び正会員チームが代表者を以って構成し、本会の決算、予算、事業、その他の重要事項を審議する。

3. 総会の議長は出席者からその都度選出する。
4. 運営委員会は会長が招集し、総務部長が議長となり会務の議題を作成し評議する。
5. 本会の議事は出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。(委任状の議決権は認めない)

第八章 会 計

- 第二六条 本会の事業運営費は、事業収入並びに補助金、その他収入を以ってこれに充てる。
- 第二七条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第二八条 本会の予算、及び決算は総会で報告、承認を受けるものとする。

第九章 規 律

- 第二九条 会員のチームは、新小岩以外の地区連盟に加入することは出来ない。また、選手についても同様である。
- 第三十条 登録した選手は、期間中他のチームに移る場合はその日をもって一年間、試合の出場が出来ない。但し、移籍元のチームの代表者の承認がある場合はその限りではない。
- 第三一条 本会に参加するチームは必ずスポーツ団体保険に加入すること。
- 第三二条 会員なるチーム、及び構成員は本規約を遵守する

第十章 付 則

- 第三三条 本会の規約の改廃については運営委員会でこれを定め、総会で承認を得る。
- 第三四条 本会の大会規約は別に定める。
- 第三五条 会長は、この規約を実施するために必要な規定、細則、内規等を運営委員会の決議により定めることが出来る。
- 第三六条 本規約は、平成14年2月15日より実施する。
尚、現在使用されている規約は廃止する。

球友会 新小岩スポーツ広場B面ルール及び注意事項

H7. 2. 26 改版

H8. 2. 25 改版

H11. 4. 29 改版

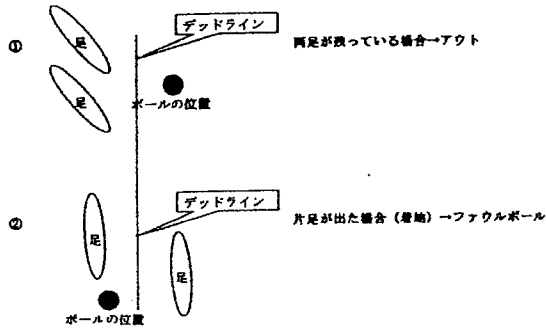
H14. 2. 15 改版

1. 全体のルール

- ① 試合のルールは、区少年軟式野球連盟（一部連盟）ルールに準用される。
- ② 試合は1時間30分、又は7回終了時とする。大会決勝戦は2時間とし、時間経過後はサドンデンスとする。リーグ戦は引き分けとする。
- ③ 降雨により継続不可の場合、4回終了時で試合成立とする。尚、中断時間は20分を限度とする。
- ④ ベンチ入りの監督、コーチ、マネージャは4人までとし、自チームの帽子着用の事。
- ⑤ 各チームは試合予定時間の30分前に球場入りのこと。
- ⑥ キャッチャーはヘルメット、レガース着用の事。打者、ランナーコーチはヘルメット着用の事。
- ⑦ 不戦勝敗については、企画ルールに基づき、当該審判員が決定する。
- ⑧ 試合日程の変更は、学校行事・連盟上部大会以外は認めない。
- ⑨ リーグ戦の順位決定は勝率（引き分けは0.5勝）で決定する。
同率の場合は失点率。
- ⑩ コールドゲーム。
3回終了：15点差。 4回終了：10点差。 5回終了：7点差
オレンジボールには適用しない。
- ⑪ ホームランの扱い。
 - ・ホームランとなるラインの内側で捕球した場合はアウト。
 - ・ホームランとなるラインを跨いでの捕球はホームラン。
 - ・ホームランとなるラインの内側で捕球し、ライン外に出た場合はアウトとしボールデッドとする。
この時、ランナーがいれば、テイクワンベースとなる。
- ⑫ ファウルボールの扱い。（図1参照）
 - ・ボールデッドとなるラインの内側で捕球した場合はアウト。
 - ・ボールデッドとなるラインを跨いでの捕球はファウル。
- ⑬ ボールデッドの扱い。
 - ・転々とするボールがデッドラインを超えた場合にボールデッドとなる。
要するに、ボールを確保したときのボールの位置で決定する。（図2参照）
（例：足がボールデッドラインを超えていてもボールがライン内であればインプレー）
 - ・投手が投球として投げたボールがデッドラインを超えた場合はテイクワンベース。
上記以外の場合はテイクツーベースとする。

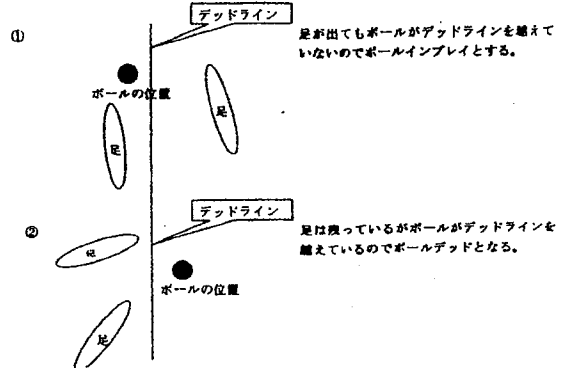
- ・ 投手が投球として投げたボールの一塁側、三塁側のバックネットからグラウンド内ベンチまでのデッドラインはグラウンドから3m程度後方とする。

○ ベンチ・ボールデッドライン側のフライ捕球について
例 一塁側のフライ飛球について



(図1)

○ 投球・送球に対するベンチ・ボールデッドライン側の捕球について
例 一塁側の転々としているボールに対して



(図2)

2. 小学部のルール

- ① ホームラン/エンタイトルツーベースに関するルールを図に示す。
- ② 大会、リーグ戦参加チームのボークは適用する。

3. 中学部のルール

- ① ホームラン/エンタイトルツーベースに関するルールを図に示す。

4. チーム登録に関するルール

- ① シーズン開始後の選手登録/変更は、随時本部席に届け出る事。
届け出は本部席のBOXに入っている会員名簿に直接記入すること。
但し、大会の場合は、1試合消化後のメンバー変更は認めない。
- ② 春季、秋季の大会で、小学部A、Bの二重登録を可とする。但し、同一日に試合が組まれる事がある。
- ③ 選手の移籍については、その事象が発生した時に運営委員会に報告する事。

5. 審判に関する事項

- ① 審判員は球審と塁審2名、及び記録/放送1名、控え審判2名の計6名で対応する。
尚、大会決勝戦については塁審3名とする。
- ② 当該審判員が裁定に苦しむ場合時、若しくは規則適用の明らかな間違いについては、控え審判員は協議に参加。助言する事ができる。
- ③ 試合当日、審判は7時にグラウンドに集合しグラウンド整備を実施する。
- ④ 審判服については、シーズン開始~5月/10月~シーズン終了の期間は紺の上着。

6月～9月の期間は白の長袖の上着を着用する事。

- ⑤ ホームランが出た場合、記録の担当者はスコア記録帳の記事欄に以下を記入すること。
- チーム名
 - 氏名（フルネーム）
 - 何ランホームランか。
- 更に、記入忘れを防ぐために、各チームの責任者が試合完了後、記入されているかを確認する事。
- ⑥ 選手紹介の放送で、女子選手は「さん」づけでアナウンスする事。

この為、交換するメンバー表には明示する事。

- ⑦ 審判に対するお茶、おしぼり等の供給は基本的には本部サイドで対応する。
試合実施チームの父母から供給する場合は、本部へお願いします。
- ⑧ 試合実施チームに属する審判が主審に対応することは禁止する。但し、塁審に対応することは可能とする。（審判員の不足への配慮）

6. 注意事項

- ① 試合中の言葉使い等には、応援席も含めてベンチ責任者がよく指導する事。特に個人を攻撃する「ヤジ」は行わないこと。行為が認められたときは即刻審判が注意する。
- ② 自転車は必ず駐輪場に置くこと。
- ③ 試合中の指導者／応援者による選手への暴言は審判が注意すること。
- ④ 新小岩公園内の球友会用具倉庫のカギは必ず閉めて帰ること。

7. 試合開始時間

第一試合	8 : 00	～	9 : 30
第二試合	9 : 40	～	11 : 10
第三試合	11 : 20	～	12 : 50
第四試合	13 : 00	～	14 : 30
第五試合	14 : 40	～	16 : 10

「球友会オレンジボール」実施要領、実施規定

H8. 5. 2 初版

H14. 2. 15 改版

1. 実施の目的

低学年児童の心身の健全な育成、及び野球知識／技術の向上を目的、多くの試合経験の機会を与えると共に、球友会全体の活性化をはかる。

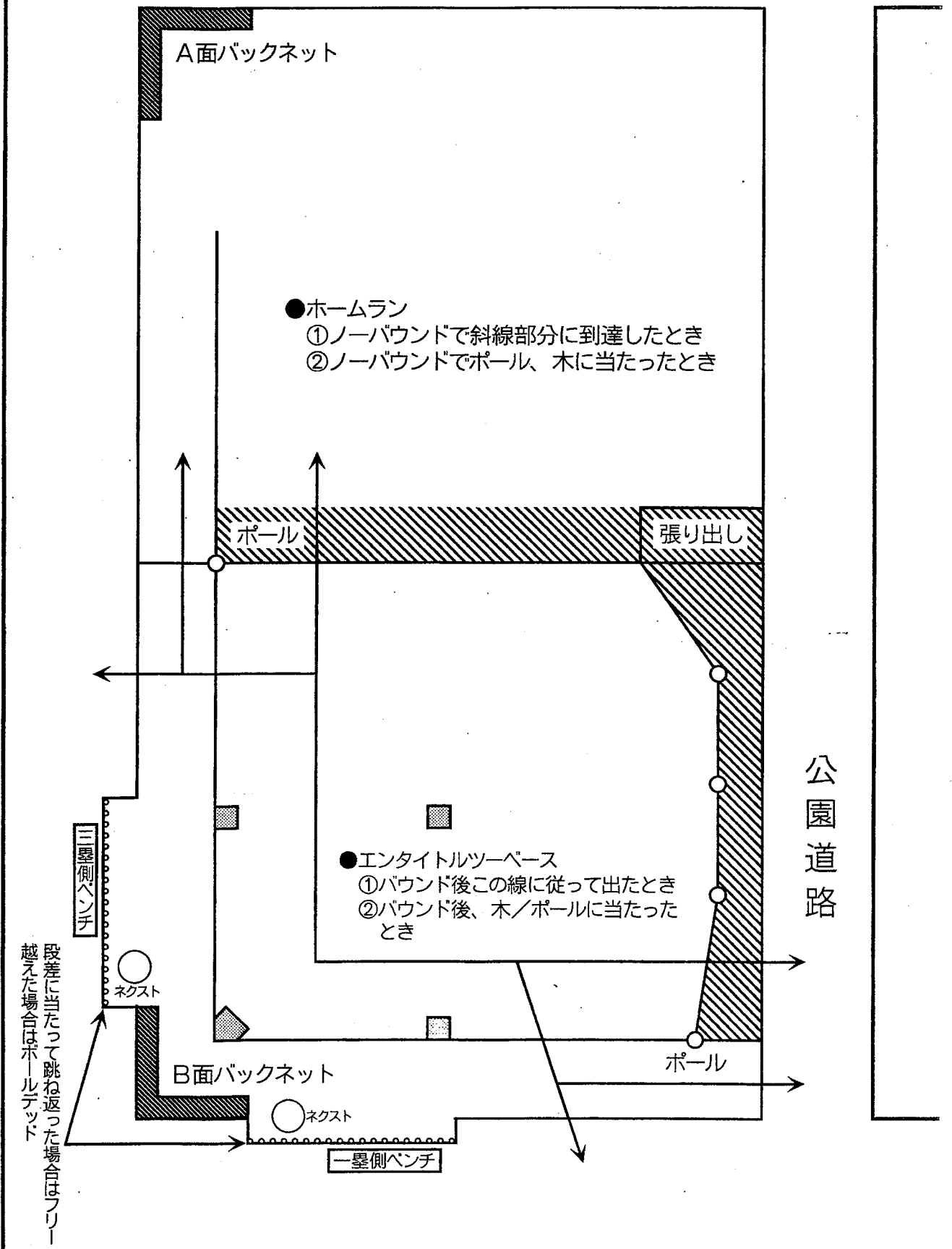
2. 実施期間

実施期間はリーグ戦開催時期の間とする。

3. 実施要領、及び実施規定

- ① 葛飾区少年軟式野球連盟のオレンジボールのルールに従う。
 - ・ ボール：オレンジボール使用
 - ・ 投手、捕手間：14 塁間：21
- ② ローカルルールは球友会ルールに従う。
- ③ 参加チームは単独、合同のどちらでも可とする。
- ④ 試合終了の条件。
 - ・ 5回終了時。
規定の時間内であっても終了とする。
6回以降の延長戦はない。
 - ・ 規定時間終了時。
1時間10分とする。
決勝戦については1時間30分とする。(5回終了の条件は変わらず)
 - ・ イニングの終了条件。
スリーアウト。
10点が入った時。
- ⑤ 試合は第二試合以降に組むこと。
- ⑥ 審判は正式に3名で実施する。
- ⑦ 選手紹介の放送も実施すること。
- ⑧ メンバー表の交換を実施すること。
- ⑨ ボールは各チーム2個用意すること。

オレンジボール



小学部・中学部

A面バックネット

●ホームラン

- ① — の部分まで到達したとき
 - ②小学部のみライト側はポールの上空の高さで公園道路の木に達した時
- (注) レフト側に飛んだ打球がA面で練習中の人間に当たった(拾った)場合はフリーとする。

ポール

張り出し

公園道路

●エンタイトルツーベース

- ①バウンド後この線に従ってグラウンド外に出たとき
- ②ライト側の木/植え込みからボールが出ないとき
- ③ライト方向の公園道路までノーバウンドで到達したとき
- ④ライト方向の木にノーバウンドで当たったとき

三塁側ベンチ

ネクスト

B面バックネット

ネクスト

一塁側ベンチ

ポール

段差に当たって跳ね返った場合はフリー
越えた場合はボールデッド

●ホームラン/エンタイトルツーベースに記述していない事項に関しては全てフリーとする。